

第30回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

●事業報告

「新株予約権等の状況」…………… 1 頁

「業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況」…………… 4 頁

「会社の支配に関する基本方針」…………… 5 頁

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」…………… 6 頁

「連結注記表」…………… 7 頁

●計算書類

「株主資本等変動計算書」……………16頁

「個別注記表」……………17頁

第30期
(2024年10月 1 日から2025年 9 月30日まで)

株式会社 *CE* ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

その他新株予約権等の状況

①2023年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

割当日	2023年10月11日
新株予約権の総数	25,000個
発行価額	総額3,750,000円（新株予約権1個につき150円）
当該発行による潜在株式数	2,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は600円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,500,000株です。
資金調達の額	1,503,750,000円（差引手取概算額：1,492,750,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,750,000円 新株予約権行使による調達額：1,500,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
行使価額	当初行使価額 600円 行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の終値に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
募集又は割当て方法 （割当先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式

その他	① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2023年9月25日）時点における当社発行済株式総数（15,347,600株）の10%（1,534,760株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ③ 本契約における定め 当社は、マイルストーン社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本契約を2023年10月11日付にて締結しております。本契約においては、以下の内容が定められております。詳細は、2023年9月25日付で公表しております「第三者割当により発行される第4回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」の「2. 募集の目的及び理由 （2）本資金調達方法（第三者割当てによる新株予約権発行）について」に記載しております。 ・当社による本新株予約権の行使の指定 ・当社による本新株予約権の行使の停止 なお、本契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記のマイルストーン社の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。 ④ その他 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当契約及び総数引受契約を締結しております。
-----	---

（注）本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額が減少する可能性があります。

②その他新株予約権等に関する重要な事項

イ. 第4回新株予約権の取得及び消却

当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、2023年10月11日に発行した株式会社CEホールディングス第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という）につきまして、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちにその全部を消却することを決議し、2025年8月15日に取得し消却いたしました。

ロ. 本新株予約権の取得及び消却を行う理由

当社は、2023年9月25日に開示いたしました「第三者割当により発行される第4回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、調達した資金については全額をM&A資金に充当することを目的として、本新株予約権を2023年10月11日に発行いたしました。

本新株予約権はこれまでに15,700個（1,570,000株）が行使され、累計で9億4,200万円の資金調達を行いました。本新株予約権について、総数25,000個のすべては行使されておりませんが、2025年7月15日付で開示いたしました「連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」のとおり、連結子会社株式の一部譲渡に伴う対価の受領などにより、当初目的とした資金調達が概ね達成できる見通しとなりました。さらに、残存する本新株予約権の行使により、最大93万株の株式が市場放出され、株式価値の希薄化懸念もあることから、当社の資本政策及び今後の市場環境等を総合的に勘案し、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。以上を踏まえて、残存する本新株予約権の全部を取得し、消却することにいたしました。

ハ. 取得及び消却した新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称	株式会社C E ホールディングス第4回新株予約権
(2) 取得及び消却した新株予約権の数	9,300個
(3) 取得日及び消却日	2025年8月15日
(4) 取得価額	1,395,000円 (本新株予約権 1 個につき150円)
(5) 消却後に残存する新株予約権の数	0 個

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念・企業理念に基づき、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程を制定し、当社及び当社子会社において、これらの社内周知を徹底するとともに、コンプライアンス体制の基盤整備並びに内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。

また、業務執行における各種法令・定款並びに企業行動憲章等の順守を担保するため、当社グループのすべての役員及び従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト、その他臨時に採用された者及び派遣労働者を含む。）を対象とした内部通報規程を制定・運用するとともに、内部監査室による定期的な業務監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会並びに取締役会議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務の執行に係る重要事項については、文書取扱規程に基づき保管・管理するものとし、監査等委員・会計監査人等からの閲覧要請に備える体制をとっております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本規程」をはじめとした各種規程の整備と内部牽制体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査を実施することにより、リスク顕在化を未然に防止するよう努めております。

また、万一リスクが生じた場合その解決に向けて迅速に情報収集・分析を行い、リスク管理統轄機関を中心としたリスク管理体制のもと、的確な対応を行うこととし、法律上の判断が必要な場合は、顧問弁護士と適宜連携できる体制をとっております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役会では、様々な視点からなる検討と活発な意見の交換を踏まえたうえで、事業活動の意思決定を行っております。

また、当社及び当社子会社の取締役会決議により改廃される職務権限規程及び業務分掌規程に従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の主要な日常事務については、稟議・決裁権限及び会計に関する部分において当社に準じた運用を行っております。その他の子会社業務については、「関係会社管理規程」に基づき、適宜子会社より報告を求める体制をとるとともに、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において取締役会への報告並びに付議を行っております。

なお、当社の取締役は、各子会社の取締役を兼任しており、職務の執行状況を随時把握しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置することといたします。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員は、監査等委員会の指示に従って、監査等委員会の職務の補助に当たります。

当社は、当該従業員が監査等委員会の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該従業員の人事異動等の雇用条件に関する事項については、予め監査等委員会に相談し、意見を求めることといたします。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議に出席し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員からの報告を受けております。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、職務執行に関し重要な法令・定款違反及び不正行為又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知った場合、並びに社内における問題点を収集・分析し重要と判断した場合には、監査等委員会へ報告することとしております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
前号の監査等委員会への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないこととしております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還を請求したときは、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととしております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会規則に従い、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室との緊密な連携体制をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。また、監査環境において不足していると認められる事項について、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に助言・提言・勧告を行うこととしております。
- ⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従って、良好な統制環境を保持するとともに、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力の排除をコンプライアンスや企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、反社会的勢力や団体に対しては「恐れない」「金品を出さない」「利用しない」の原則を事業活動のあらゆる分野で順守し、関係をもたない旨を基本方針としております。
 - ・反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、上記基本方針を含む「企業行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンス規程」を通じ、当社及び当社子会社においてこれらの社内周知の徹底を図っております。万が一、反社会的勢力や団体から不当要求等を受けた場合には、経営・事業企画室を対応担当部門とし、関係部門と協議を行うとともに、警察・弁護士・その他関係機関等と連携し対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

上記内部統制システムの基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・内部統制システムの基本方針のほか、企業行動憲章・企業行動規範・コンプライアンス規程・リスク管理基本規程等、当社グループ全社に適用すべき方針や規範、規程類（以下、「グループ規程」という。）については、当社及び子会社各社の社内ウェブサイト・イントラネットにより常時閲覧できる体制をとるほか、朝礼で黙読を行うなど、グループ規程の周知を図り、その理念の浸透に努めております。
- ・「内部通報規程」に基づき通報窓口を整備・運用するとともに、内部監査部門による監査を実施することにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図っております。
- ・子会社を含めた業務の適正性確保のため、当社経営会議において、子会社の代表取締役社長は、子会社の現況について適宜報告を行っております。また、子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社取締役会に報告あるいは付議を行い、タイムリーな情報の共有に努めております。
- ・監査等委員は、月1回の定時監査等委員会のほか、必要に応じ臨時に監査等委員会を開催し、随時取締役等に当社グループの現況について報告を求めるなど、監査の実効性の確保に努めております。また、効率的な監査を実施するため、四半期ごと定時に、必要に応じ臨時に、会計監査人及び内部監査部門と意見交換の場を設けております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,269,825	1,295,678	3,712,973	△200,404	6,078,073
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△272,164		△272,164
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	439,095	439,095			878,190
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	16,561	16,561			33,123
連結子会社の取得による 持 分 の 増 減		△3,000			△3,000
決算期の変更に伴う子会社 剰 余 金 の 増 減			△450		△450
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,557,814		1,557,814
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	455,656	452,656	1,285,200	—	2,193,513
当連結会計年度末残高	1,725,482	1,748,334	4,998,174	△200,404	8,271,586

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	17,523	17,523	3,585	500,721	6,599,903
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△272,164
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					878,190
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)					33,123
連結子会社の取得による 持 分 の 増 減					△3,000
決算期の変更に伴う子会社 剰 余 金 の 増 減					△450
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,557,814
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	15,879	15,879	△3,585	36,704	48,999
当連結会計年度変動額合計	15,879	15,879	△3,585	36,704	2,242,513
当連結会計年度末残高	33,403	33,403	—	537,426	8,842,416

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	5 社
・連結子会社の名称	株式会社シーエスアイ 株式会社エムシーエス 株式会社デジタルソリューション 株式会社M o c o s u k u 株式会社サンカクカンパニー

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数	2 社
・関連会社の名称	株式会社マイクロン 株式会社エムフロンティア

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当社は連結子会社である株式会社マイクロンの発行済株式の一部を2025年7月29日に譲渡いたしました。これに伴い、当連結会計年度において、株式会社マイクロン及びその完全子会社である株式会社エムフロンティアは当社の連結の範囲から除外され、持分法適用関連会社となりました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

前連結会計年度において、決算日が6月30日であった連結子会社の株式会社サンカクカンパニーは、同日現在の計算書類を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行っていましたが、当連結会計年度より決算日を9月30日に変更しております。

この決算日の変更により、当連結会計年度において、2024年7月1日から2024年9月30日までの同社の3か月分の純損失については、決算期の変更に伴う子会社剰余金の増減△450千円として利益剰余金を調整しております。

上記の結果、すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
・投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 （金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）	組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2) 棚卸資産

・商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品	原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
----------------------	-------------------------------------

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～37年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2年～20年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・市場販売目的のソフトウェア
- ・自社利用のソフトウェア

見込有効期間（3年以内）に基づく定額法によっております。
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電子カルテシステムなどの医療情報システム開発や受託開発については、開発中のシステムを他の顧客又は他の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、顧客の検収を受けた時点において収益を認識しております。

製品の販売については、顧客が製品を検収した時点で顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

医療情報システムの保守・運用等のサービスについては、履行義務が時の経過に応じて充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね2ヶ月内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) 退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。そのうち、一部の連結子会社は、退職給付制度として確定給付企業年金制度を採用しております。従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

2) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。ただし、重要性のないものについては、発生時に一括償却しております。

3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

・譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社及び連結子会社の取締役を支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」(当連結会計年度は2,717千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました流動負債の「リース債務」(当連結会計年度は3,168千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券償還益」(当連結会計年度は600千円)及び「固定資産売却益」(当連結会計年度は32千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別利益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

(1) 固定資産（のれん除く）の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,696,825千円
無形固定資産（のれん除く）	1,012,221 〃
減損損失（のれん除く）	36,970 〃

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各事業所及び各ソフトウェアを基礎として資産のグルーピングを行っております。固定資産の減損の検討にあたり、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

なお、当連結会計年度において、子会社であった株式会社マイクロンの事業用資産である固定資産（のれん除く）については、当初予定していた収益が見込めなくなったことから、減損損失を特別損失として計上しております。

固定資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フロー、割引率等の前提条件に基づき算出しており、当該前提条件に変更があった場合、固定資産の減損を実施し、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	203,863千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、取締役会により承認された将来事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により繰延税金資産を見積っております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(3) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受取手形、売掛金及び契約資産	3,560,756千円
貸倒引当金（流動資産）	△9,897 〃

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、当連結会計年度末に保有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した回収不能金額が見積り額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(4) 一定の期間にわたり履行義務が充足される取引における収益の認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	5,740,173千円
-----	-------------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

医療情報システム開発における収益の認識は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価を用いたインプット法を適用しています。

医療情報システム開発における見積総原価は、契約ごとに個別性が高く、顧客と合意した要求仕様に対応する工数・外注費等に基づき算定しているため、顧客要望の追加又は変更により当初の見積り以上の費用が発生する場合には、見積総原価と実績が乖離する可能性があります。

仕様変更の追加又は変更により、見積総原価の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

746,221千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額4,091千円が含まれております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	15,518,400株	1,521,000株	一株	17,039,400株

(注) 発行済株式の総数の増減の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 61,000株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 1,460,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年12月20日 定時株主総会	普 通 株 式	272,164	18.0円	2024年9月30日	2024年12月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年12月18日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年12月18日 定時株主総会	普 通 株 式	利益剰余金	865,344	(注) 52.0円	2025年9月30日	2025年12月19日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当30.0円を含んでおります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券については、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。差入敷金保証金は、主に事業所の賃借に伴う敷金及び大口仕入先に対する営業保証金であり、期日及び残高を管理しております。

買掛金は事業活動から生じた営業債務であり、ほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来します。また、借入金の使途は、当社の長期運転資金の調達を主な目的としたものであります。なお、買掛金や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額15,000千円）及び投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額35,780千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。さらに、営業保証金（連結貸借対照表計上額2,327千円）は重要性が乏しいと判断したため、「② 差入敷金保証金」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「預け金」、「買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	357,428	357,428	—
② 差入敷金保証金	12,619	11,519	△1,100
③ 長期借入金	(1,455,373)	(1,450,627)	4,745

※ 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	35,109	—	—	35,109
投資信託	322,319	—	—	322,319

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入敷金保証金	—	11,519	—	11,519
長期借入金	—	1,450,627	—	1,450,627

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入敷金保証金

賃貸借契約に係る敷金の時価は、将来の発生が予想される原状回復費用見込額を控除したものに対し、合理的な利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ヘルスケア ソリューション事業	マーケティング ソリューション事業	
システム販売	9,795,703	28,676	9,824,380
受託・派遣	1,985,529	448,020	2,433,550
サービス	3,547,537	25,669	3,573,206
顧客との契約から生じる収益	15,328,770	502,367	15,831,137
外部顧客への売上高	15,328,770	502,367	15,831,137

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に顧客との契約について期末日時点で完了しているが、未請求の作業に係る対価の当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。契約負債は主に、顧客からの前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,262,303	2,312,159
契約資産	930,943	1,248,596
契約負債	209,361	75,951

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 499円06銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 98円85銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

事業所	主な用途	種類	減損損失
株式会社マイクロン（東京都港区）	事業用設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品・ソフトウェア	36,970

(注) 株式会社マイクロンは当連結会計年度において持分法適用関連会社となりました。

(1) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各事業所及び各ソフトウェアを基礎として資産のグルーピングを行っております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

子会社である株式会社マイクロンの事業用資産については、当初予定していた収益が見込めなくなったことから、減損損失を特別損失として計上しております。

その内訳は、建物及び構築物が21,766千円、工具、器具及び備品が6,423千円、ソフトウェアが8,780千円です。

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、使用価値を零として評価しております。

(企業結合に関する注記)

(子会社株式の一部譲渡)

当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社マイクロン（以下、「マイクロン」という。）の発行済株式の1,060株を、CROの世界シェアトップ10内に位置するHANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO., LTDの日本法人である株式会社タイガメッドジャパン（以下、「タイガメッドジャパン」という。）に譲渡すること（以下、「本株式譲渡」という。）について決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年7月29日に譲渡が完了いたしました。

本株式譲渡により、マイクロン及びその完全子会社である株式会社エムフロンティア（以下、「エムフロンティア」）は、当連結会計年度において当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

(1) 本株式譲渡の概要

① 株式譲渡の相手先

株式会社タイガメッドジャパン

② 当該子会社の名称及び事業内容

名称 株式会社マイクロン

事業内容

- ・イメージング技術を活用した医薬品、診断薬、医療機器、バイオマーカーの開発支援
- ・臨床開発支援（モニタリング、品質管理、イメージング・コアラボ業務、画像解析、読影支援等）
- ・PET 薬剤の治験薬 GMP 製造支援
- ・臨床開発に係るコンサルティング

③ 株式譲渡の理由

当社は、2019年11月にマイクロン及びエムフロンティア（以下、「両社」という。）を子会社化いたしました。両社を当社グループに加えることで、既存事業を強化するとともに、これまでに無かった新しい製品やサービスを提供することを目指してまいりましたが、タイガメッドジャパンより、マイクロンの画像解析事業及びCRO事業とタイガメッドグループのグローバルネットワークを活かしたシナジー創出のため、マイクロン株式を取得したいとの提案を受領しました。

当社は、当該提案を検討した結果、両社の今後の更なる事業成長や企業価値向上のために、両社がタイガメッドのグローバル基盤の上で活動を広げることが最良と判断しました。なお、両社は当社の持分法適用関連会社となりますが、当社は2019年11月に締結したマイクロンとの資本業務提携を継続の上、両社の事業とも連携し、ヘルスケア市場に対してサービスの拡大と深耕を進めてまいります。

④ 株式譲渡日

2025年7月29日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 譲渡損益の金額

873,159千円

② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳

流動資産	639,231千円	
固定資産	49,479	〃
資産合計	688,711	〃
流動負債	493,722	〃
固定負債	669,341	〃
負債合計	1,163,063	〃

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 譲渡した子会社が含まれていた報告セグメントの名称

ヘルスケアソリューション事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の金額

売上高	1,039,741千円
営業損失（△）	△23,633 〃

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計
当 期 首 残 高	1,269,825	1,289,041	—	1,289,041	1,200	332,485	333,685
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△272,164	△272,164
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	439,095	439,095		439,095			
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	16,561	16,561		16,561			
資本準備金から その他資本剰余金 への振替		△400,000	400,000	—			
当 期 純 利 益						1,686,053	1,686,053
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	455,656	55,656	400,000	455,656	—	1,413,888	1,413,888
当 期 末 残 高	1,725,482	1,344,698	400,000	1,744,698	1,200	1,746,373	1,747,573

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△200,404	2,692,148	17,523	17,523	3,585	2,713,256
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△272,164				△272,164
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		878,190				878,190
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)		33,123				33,123
資本準備金から その他資本剰余金 への振替		—				—
当 期 純 利 益		1,686,053				1,686,053
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			15,879	15,879	△3,585	12,294
当 期 変 動 額 合 計	—	2,325,201	15,879	15,879	△3,585	2,337,496
当 期 末 残 高	△200,404	5,017,350	33,403	33,403	—	5,050,753

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

・ 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～37年
構築物	10年～20年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料収入、不動産賃貸収入及び受取配当金となります。経営指導料収入については、子会社との契約内容に応じた受託業務の提供を履行義務として識別しておりますが、履行義務が時の経過に応じて充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。不動産賃貸収入については、賃貸期間の経過に応じて収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

関連する会計基準等の定めが明らかで

ない場合に採用した会計処理の原則及

び手続

・ 譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬制度に基づき、取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」(当事業年度は1,186千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,422,273千円

関係会社株式評価損 3,000 //

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式は、市場価格のない株式等であり、子会社の財政状態悪化により株式の実質価額が貸借対照表価額に比して著しく低下した場合には、回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しております。回復可能性の判定については、子会社の取締役会により承認された将来事業計画に基づき実施しております。

なお、当事業年度において、子会社である株式会社マイクロンの株式を一部取得しましたが、同社の株式について実質価額の評価を行った結果、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)に基づき、同社の株式帳簿価額を実質価額まで減額し、関係会社株式評価損として3,000千円を特別損失に計上しております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により、事業計画に基づく業績回復が予定通りに進まないことが判明した場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 19,250千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、取締役会により承認された将来事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により繰延税金資産を見積っております。

当該見積りに使用する将来事業計画は、使用する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断により策定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 397,447千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 1,353千円

短期金銭債務 5,958 //

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	1,127,790千円
営業費用	6,534 "
営業取引以外の取引による取引高	6,278 "

(2) 貸倒引当金戻入額

貸倒引当金戻入額は、子会社である株式会社マイクロンへの貸付金に対する貸倒引当金を戻入処理したものであります。なお、株式会社マイクロンは、2025年7月29日付で同社の株式を一部譲渡したことにより、子会社から関連会社となっております。

(3) 関係会社株式売却益

関係会社株式売却益は、子会社である株式会社マイクロンの株式を一部譲渡したことによるものであります。

(4) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、2024年12月に子会社である株式会社マイクロンの株式を一部取得しましたが、同社の株式帳簿価額を実質価額まで減額したものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	398,163株
------	----------

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	112千円
未払事業税	6,890 "
関係会社株式	18,298 "
関係会社株式評価損	190,002 "
役員退職慰労引当金	9,158 "
投資有価証券評価損	3,340 "
譲渡制限付株式報酬	39,668 "
その他	13,369 "
繰延税金資産小計	280,842千円
評価性引当額	△242,283千円
繰延税金資産合計	38,558千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△4,082千円
その他有価証券評価差額金	△15,225 "
繰延税金負債合計	△19,308千円
繰延税金資産の純額	19,250千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式会社 シーエスアイ	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	経営指導料 の 受 取	240,000	—	—
				不動産賃貸料 の 受 取	97,043	前受収益	7,542
				資金の貸付	950,000	—	—
				利息等の受取	1,891	—	—
子 会 社	株式会社 エムシーエス	所有 直接51%	役員の兼任	経営指導料 の 受 取	25,500	—	—
				不動産賃貸料 の 受 取	7,198	前受収益	659
関連会社	株式会社 マイクロン	所有 直接33.4%	資金の貸付 役員の兼任	経営指導料 の 受 取	21,179	—	—
				資金の貸付	1,100,000	—	—
				利息等の受取	4,097	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、毎期協議のうえ決定しています。
2. 不動産賃貸料の受取は、取引実勢及び近隣の不動産賃借料を勘案して合理的に決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 株式会社マイクロンは、2025年7月29日付で同社の株式を一部譲渡したことにより、子会社から関連会社となっております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役 員	杉本 恵昭	被所有 直接 9.77%	当社代表取締役会長 CEO (最高経営責任者)	譲渡制限付 株式の発行	23,457	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 譲渡制限付株式の発行については、第24回定時株主総会において承認された方針に基づき、2024年12月23日開催の取締役会において決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 303円51銭
(2) 1株当たりの当期純利益 106円99銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。